

# 通達の調べ方

訓令・告示は官報に掲載されますが、通達は官報には掲載されません。そのため通達を調べるにはちょっとしたコツが必要となります。『基本行政通知処理基準』などの基本的な資料で見つけることができなかつた場合は、各主題別六法や逐条解説書（コンメンタール）や、府省庁によっては通達をホームページ上で公開している場合がありますので、様々な情報源を調べてみましょう。

## 1. 通達とは

【 】は当館資料の請求記号です。

内閣総理大臣（内閣府）、各省大臣、各委員会及び各庁の長官がその所掌事務に関して所管の諸機関や職員に命令又は示達する形式の一種。法令の解釈、運用や行政執行の方針に関するものが多い。『有斐閣法律用語辞典 第5版』（法令用語研究会編 有斐閣 2020）【320.3/1NX】p.819

## 2. 冊子体の資料

■『基本行政通知処理基準』（ぎょうせい [1974-]） 【433/465/#】  
加除式資料です。

訓令・通達・告示のうち、基本的なものを選択して掲載しています。各分野・事項ごとに巻号が分かれており、巻末に年月日索引・50音索引があります。（全てを掲載しているわけではありません。）

主題別六法や逐条解説書

関連する法令や発せられた府省庁を調べて利用します。

通達を発行した府省庁や関連する法令がわからない場合、「Google」等の検索エンジンで件名や通達番号から検索します。数字は算用数字や漢数字両方試してみましょう。

## 3. インターネット

●**Web** 電子政府の総合窓口（e-Gov）（イーガブ）「所管法令・告示・通達等」

<https://www.e-gov.go.jp/laws-and-secure-life/law-in-force.html>

各府省所管の法令・告示・通達などのデータベースのリンク集です。検索機能を持っている府省庁もあります。

●**Web** 国立国会図書館「目次データベース」

<https://rnavi.ndl.go.jp/mokuji/>

詳しい条件を指定して検索します。「分類」の「日本の法令集」を選択すると、法令集や法令解説資料の中で、目次に通知・通達類を掲載している資料の目次を検索できます。

●**Web** 「安全衛生情報センター」

<http://www.jaish.gr.jp/user/anzen/hor/tsutatsu.html>

労働安全衛生法、労働安全衛生規則、関連通達、その他安全衛生についての法令を検索できます。キーワードを入力して検索するフリーワード検索と、法令名・番号を入力して検索する法令番号検索があります。年度別に一覧もできます。

## 4. 雑誌

定期的に通達を掲載する雑誌があります。

当館では（NBL、商事法務、登記研究、戸籍、税理、家庭裁判月報、法曹時報、法曹、税経通信 等）を所蔵しています。

雑誌記事データベースから通達の名称で検索することもできます。

例：「租税特別措置法関係通達」と入力すると関連の雑誌記事が検索できます。

●**Web** CiNii <https://ci.nii.ac.jp/>

学協会誌・大学研究紀要・国立国会図書館の雑誌記事索引データベースなど、学術論文情報を検索の対象とする論文データベースです。

●**Web** 国立国会図書館雑誌記事索引 <https://ndlonline.ndl.go.jp/>

国立国会図書館オンラインの詳細検索の「雑誌記事」のタブから検索できます。

## 5. 調査事例

Q. 都市公園に関する通達：昭和 50 年 9 月 26 日建設省都公緑発第 68 号都道府県知事、指定市長あて建設省都市局長通知建設省都市局長通達 を探している。

A. 主題別六法に掲載されていた事例です。

『公園緑地六法 昭和 63 年』（建設省都市局公園緑地課監修 全国加除法令出版 1988）

【718/1261/#】

p.211 「緑の相談所 一都市緑化植物園一の設置及び運営について」

昭和 50 年 9 月 26 日 建設省都公緑発第 68 号都道府県知事、指定市長あて建設省都市局長通達

『公園・緑地・広告必携 平成 18 年版』（国土交通省都市・地域整備局公園緑地課 監修 公園緑地行政研究会 編. ぎょうせい 2005）

【518.8/353N】

p.436-437 昭和 50 年 9 月 26 日 建設省都公緑発第 68 号都道府県知事、指定市長あて建設省都市局長通達

※参考文献

■『リーガルリサーチ 第 5 版』（いしかわまりこ ほか 日本評論社 2016） 【320.7/29N】

訓令・通達・告示についての定義や調べ方を解説しています。

**もっと詳しく → 3階カウンターにお気軽にお問い合わせください！**